

(株) ジェー・シー・オーの核燃料加工施設の事故について

平成 11 年 10 月 5 日
科 学 技 術 庁

1. 事故発生状況

- (1) 9月30日(木)午前10時35分頃、(株)ジェー・シー・オーの東海事業所で濃縮度18.8%のウラン溶液を沈殿槽に入れる作業をしていたところ、臨界事故が発生。
- (2) この事故により、従業員3名が被ばく。現在、1名は放射線医学総合研究所に、2名は東大病院に入院中。

2. 事故後の対応

- (1) 同日午後になっても、施設周辺の放射線量が低減せず、科学技術庁は、有馬大臣を本部長とし関係省庁を構成員とする事故対策本部を設置。
- (2) さらに、政府は、事態の深刻さを考慮して、小淵総理を本部長とし関係閣僚を構成員とする政府対策本部を設置。
また、稲葉科学技術庁政務次官を本部長とする現地対策本部を設置。
- (3) 茨城県等では、地域住民に対して、350m圏内の避難、10km圏内の屋内待避措置を勧告。
- (4) 10月1日(金)午前、原子力安全委員会の緊急技術助言組織の助言を受け、臨界反応を停止させるため、核分裂をより起こりやすくする働きをする冷却水を抜く作業を実施。これが成功し、臨界反応は停止。

- (5) 周辺環境の状況については、原子力安全委員会の緊急技術助言組織による周辺環境のモニタリング結果の確認を受け、政府対策本部の判断が示された。その結果、茨城県等により、10月1日（金）午後、10km圏内の屋内待避が解除され、翌10月2日（土）午後、350m圏内の避難が解除された。

3. 事故原因の究明と再発防止

- (1) 地元の状況が安定してきたのを受け、科学技術庁は、10月3日（日）から原子炉等規制法に基づく立入検査を実施。
- (2) 今後、原子力安全委員会と科学技術庁は、専門家の技術能力を結集して、事故の原因の究明と再発防止の徹底を図っていく。

事故のあった転換棟

- 敷地境界
- - - 周辺監視区域境界
- ▨ 加工施設建屋

至瓜連町

Bx

Ax

県道瓜連線

事務棟

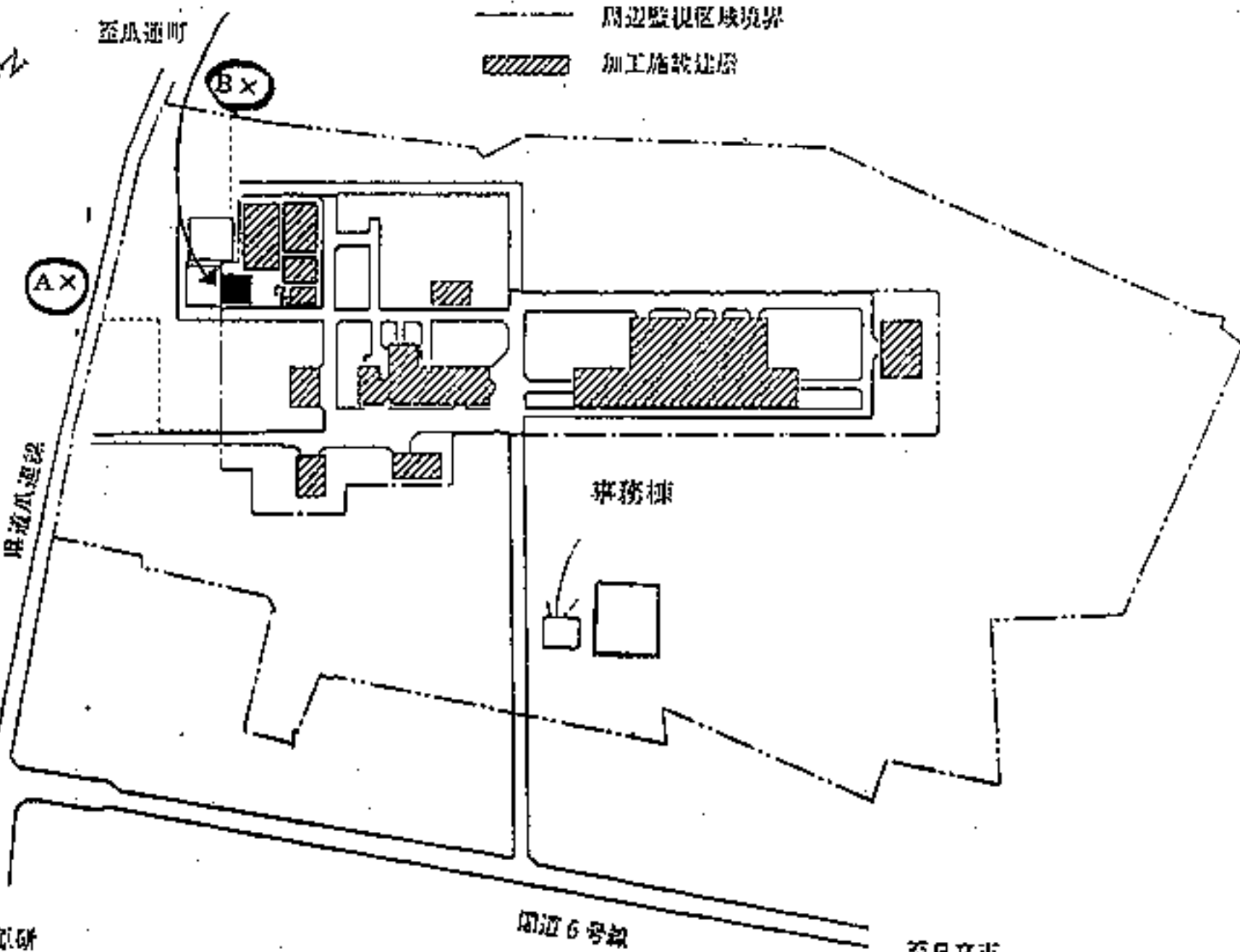
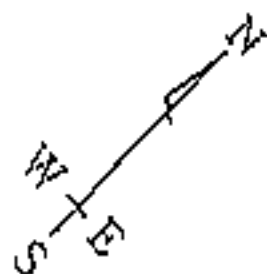
至水戸市

県道通

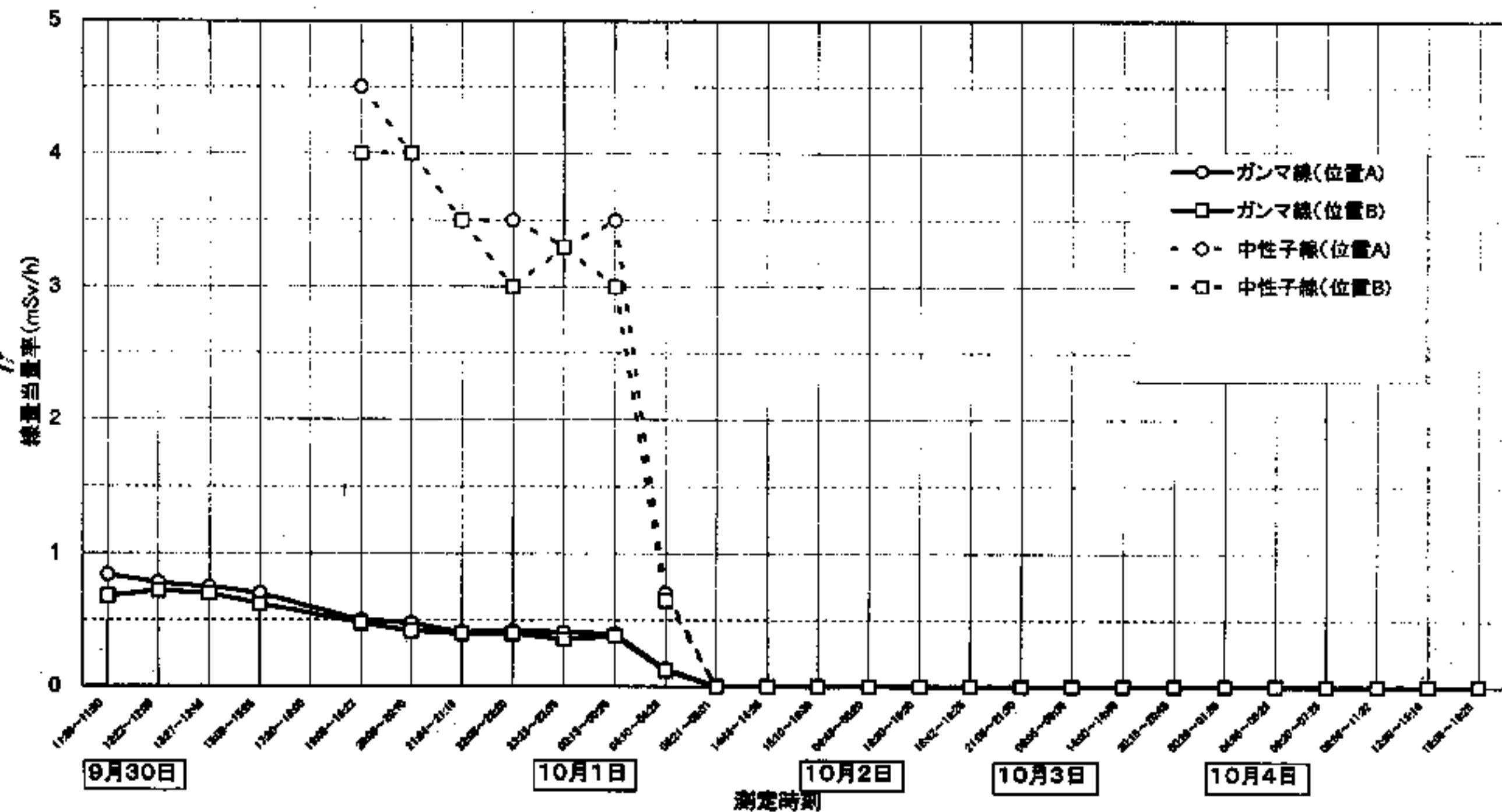
至原研

国道6号線

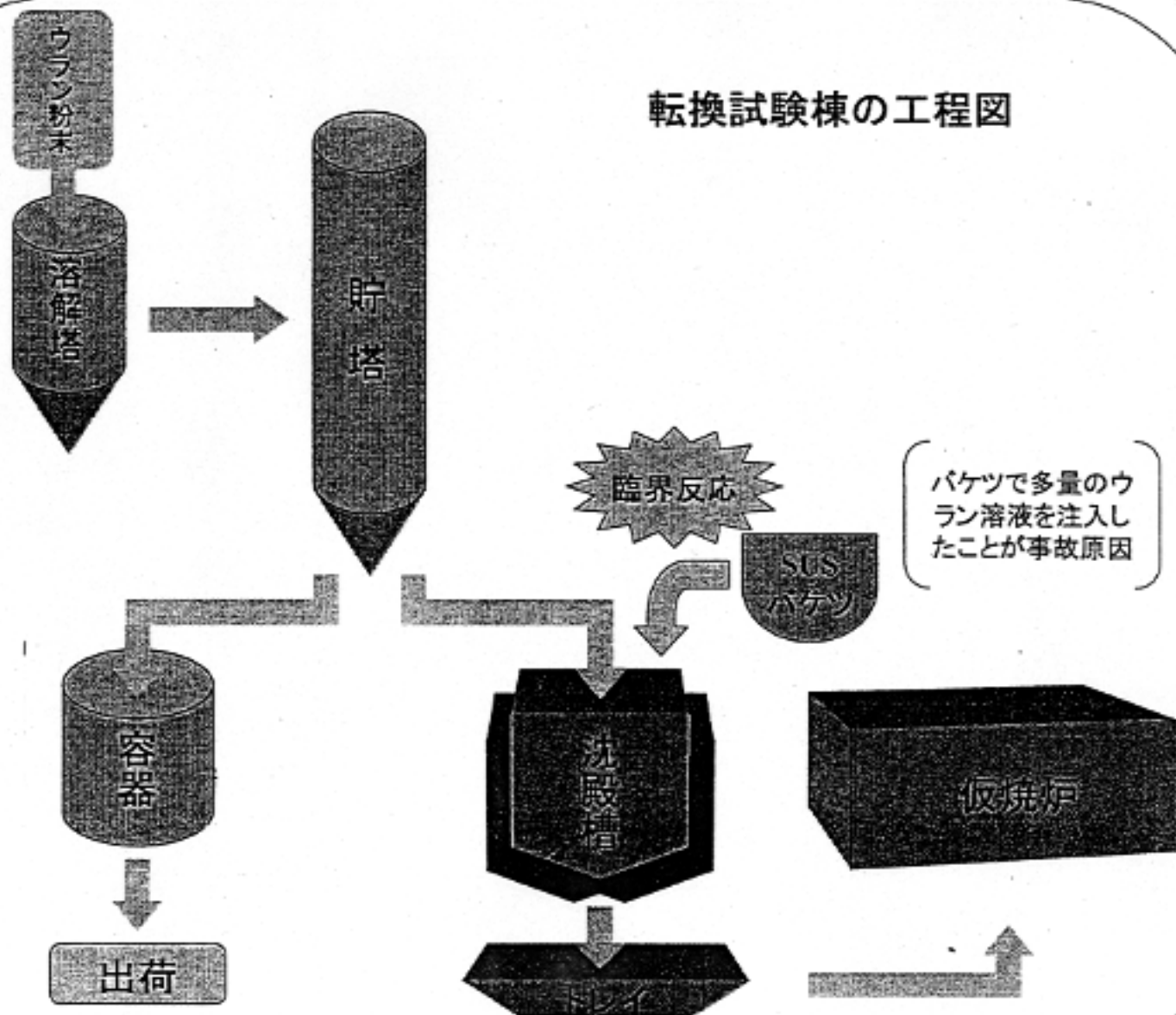
至日立市



株式会社JCO周辺線量当量率時系列測定値



転換試験棟の工程図



東海村ウラン加工施設事故 政府対策本部の決定事項

平成11年10月4日
政府対策本部

今般、東海村ウラン加工施設事故の結果生じた状況が平常に戻ったことをふまえ、政府対策本部は、今後の対応に万全を期すため以下の政策を実施することとした。また、全体のとりまとめについては、内閣官房において行うこととする（括弧内は主管官庁を示す）。

1 事故原因の徹底究明

(1) 事故原因の徹底究明体制の構築

- ・原子力安全委員会における部外有識者を含む事故調査委員会の設置 (原子力安全委員会)
- ・事故調査対策本部の設置 (科術庁)

(2) 刑事責任の究明 (警察庁)

(3) 労働安全衛生法上の問題点の調査 (労働省)

2 近隣住民等への対応

- (1) 住民の心のケアを含む健康相談 (科技庁、厚生省)
- (2) 被ばく者等の健康管理 (科技庁、厚生省、労働省)
- (3) モニタリング及び事故原因調査等の積極的情報提供 (科技庁)

- (4) 災害復旧貸付等による経済的支援 (通産省、農水省、科技庁)

3 応急対策

- (1) 事故原因場所の隔離及び除染対策 (科技庁)
 - ・ 事故原因場所の現状把握及び放射線遮蔽対策
 - ・ 臨界事故の生じた沈殿槽等の放射性物質の処理対策
- (2) 事故原因施設近隣地域の放射線モニタリングの継続 (科技庁、通産省、環境庁、建設省)
 - ・ 高精度モニタリング・ポストの設置を含む周辺住宅地におけるモニタリングの継続
 - ・ 河川等の周辺環境調査の継続
- (3) 農作物等対策 (農水省、厚生省)
 - ・ 風評被害防止のための広報、関係業界への指導
 - ・ 農家等への影響の実態の把握
- (4) 国際原子力機関 (IAEA) 等の国際機関及び諸外国への必要な説明・情報提供の継続 (外務省、科技庁)

4 再発防止及び緊急時対処対策

- (1) 核燃料製造施設の緊急総点検 (科技庁、労働省)
 - ・ 核燃料製造施設における臨界管理の点検の指示
 - ・ 立入検査の実施及び結果の公表
 - ・ 検査結果をふまえた必要な対策の指示
 - ・ 労働安全衛生法上の観点からの必要な指導の実施
- (2) 原子力発電所等の手順書等の調査の指示 (通産省、科技庁)
- (3) 今回の事故対応措置にかかわる総括及び今後の類似事故に備えた内閣危機管理監を長とする危機管理にかかわる関係省庁会議の設置 (内閣官房、関係省庁)
- (4) 資器材の開発・整備を含む災害対応体制の強化 (科技庁、警察庁、消防庁、防衛庁、通産省)